

鳥獣の捕獲に係る入林届出状況

令和6年11月11日現在
三陸北部森林管理署久慈支署

番号	入林予定の場所 (国有林野名・林班等)	捕獲対象鳥獣名	捕獲方法 (銃器・網・わな)	入林の期間	入林の目的	申請者		入林者 人数	備考
						(団体・個人等)	(県内・外)		
1	三陸北部森林管理署久慈支署管内全域 1～201林小班(立入禁止区域を除く)	ニホンジカ、イノシシ	銃器、わな	令和6年9月1日 ～ 令和6年10月31日	個体数調整	団体	県内	65	
2	三陸北部森林管理署久慈支署管内 1～71林小班(立入禁止区域を除く)	シカ、クマ、イノシシ、ヤマドリ	銃器、わな	令和6年11月1日 ～ 令和7年3月31日	狩猟、有害鳥獣捕獲	団体	県内	46	
3	三陸北部森林管理署久慈支署管内全域 1～201林小班(立入禁止区域を除く)	ニホンジカ、イノシシ	銃器	令和6年11月1日 ～ 令和7年3月31日	狩猟	団体	県外	13	
4	三陸北部森林管理署久慈支署管内全域 1～201林小班(立入禁止区域を除く)	クマ、シカ、イノシシ	銃器	令和6年11月1日 ～ 令和7年3月31日	狩猟	団体	県内	4	
5	三陸北部森林管理署久慈支署管内全域 1～201林小班(立入禁止区域を除く)	クマ、シカ、イノシシ	銃器	令和6年11月1日 ～ 令和7年3月31日	狩猟	団体	県外	9	
6	三陸北部森林管理署久慈支署管内 87～201林小班(立入禁止区域を除く)	ニホンジカ、イノシシ	銃器	令和6年11月1日 ～ 令和7年3月30日	狩猟	団体	県内	14	
7	三陸北部森林管理署久慈支署管内全域 1～201林小班(立入禁止区域を除く)	ヤマドリ、クマ、シカ、カモ	銃器	令和6年11月1日 ～ 令和7年3月31日	狩猟	団体	県外	8	
8	三陸北部森林管理署久慈支署管内全域 1～201林小班(立入禁止区域を除く)	ニホンジカ、イノシシ	銃器、わな	令和6年11月1日 ～ 令和7年2月28日	指定管理鳥獣捕獲等事業	団体	県内	1135	
9	三陸北部森林管理署久慈支署管内 1～71林小班(立入禁止区域を除く)	ヤマドリ、クマ	銃器	令和6年11月1日 ～ 令和7年3月31日	狩猟	個人	県内	1	
10	三陸北部森林管理署久慈支署管内 1～71林小班(立入禁止区域を除く)	クマ	銃器	令和6年11月1日 ～ 令和7年3月31日	狩猟	個人	県内	1	
11	三陸北部森林管理署久慈支署管内 1～22、31～33、37～91、100～148林小班(立入禁止区域を除く)	ニホンジカ、イノシシ、ヤマドリ	銃器、わな	令和6年11月2日 ～ 令和7年3月31日	狩猟	個人	県内	1	
12	三陸北部森林管理署久慈支署管内全域 1～201林小班(立入禁止区域を除く)	シカ、イノシシ等	銃器、わな	令和6年11月1日 ～ 令和7年3月31日	狩猟、有害鳥獣捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業	団体	県内	97	
13	三陸北部森林管理署久慈支署管内 3～10、17～30、42～71林小班(立入禁止区域を除く)	ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、ヤマドリ	銃器	令和6年11月1日 ～ 令和7年3月31日	狩猟	個人	県外	1	
14	三陸北部森林管理署久慈支署管内全域 1～201林小班(立入禁止区域を除く)	カモ、ヤマドリ、シカ	銃器	令和6年11月15日 ～ 令和7年3月31日	狩猟	個人	県外	1	
15	三陸北部森林管理署久慈支署管内全域 1～201林小班(立入禁止区域を除く)	ニホンジカ等	銃器	令和6年11月5日 ～ 令和7年3月31日	狩猟	個人	県外	1	
16	三陸北部森林管理署久慈支署管内全域 1～201林小班(立入禁止区域を除く)	ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、ヤマドリ	銃器	令和6年11月15日 ～ 令和7年3月31日	狩猟	個人	県外	1	
17				～					
18				～					
19				～					
20				～					